

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

(平成19年3月23日条例第9号)

改正 平成19年10月16日条例第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第12条）

第2章 県民等による自主的な活動の促進等（第13条 - 第15条）

第3章 安全の確保等（第16条 - 第20条）

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮（第21条 - 第23条）

附則

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、生活の基盤となるものである。

私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育^{はく}まれた温かい心と、日ごろの近所づきあいを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となっ
て、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加している。

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、個人の自主性や基本的な人権が尊重される中で人と人との^{きずな}絆を大切に^なして互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切である。

ここに、私たちは、住む人にとっても訪れる人にとっても安全で安心して暮らすことのできる、このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全安心まちづくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県が実施する取組の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、もって県民及び本県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行われなければならない。

- 2 犯罪のない安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。
- 3 犯罪のない安全安心まちづくりは、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保に特に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し安全の確保に努めるとともに、県、市町村、県民、他の事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び他の地域活動団体が行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、第4条の犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組の実施に当たっては、市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図るものとする。

- 2 県は、市町村に対し、当該市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりについて県民等の理解を深め、防犯意識を高めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 県は、県民が自らの安全を確保し、又は事業者がその所有し、若しくは管理する施設及び事業活動に関し安全を確保することができるとともに、県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりを促進することができるよう、防犯対策に関する情報その他の必要な情報の提供等を行うものとする。

- 2 高知県公安委員会は、前項に定めるところにより適切かつ効果的に県民及び事業者が安全を確保することができるとともに、県民等が犯罪のない安全安心まちづくりを行うことができるよう、地域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力することができる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定等)

第12条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する基本的事項

(2) 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための方策に関する事項

(3) 前2号に掲げる事項のほか、犯罪のない安全安心まちづくりを推進することに関し必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画の進ちょく状況等を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の促進等

(防犯活動団体の活動内容等の公表)

第13条 県は、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体(以下「防犯活動団体」という。)の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、その公表を行うものとする。

(防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援)

第14条 県は、防犯活動団体が犯罪のない安全安心まちづくりに当たって、自らの力で地域を守るという共通の理念を有する自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下この条において同じ。)と連携することができるよう、防犯活動団体及び自主防災組織に対し、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行うものとする。

(高齢者の参加に対する支援)

第15条 県は、地域活動の重要な担い手である高齢者が県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、高齢者及びその関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第16条 県は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設等(以下「学校等」という。)における児童、生徒、乳幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

- 3 県は、学校等の設置者等に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言等を行うものとする。
- 4 県及び学校等の設置者等は、連携して、児童等に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。
- 5 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

- 第17条 県は、児童等の通学、通園等の用に供されている道路又は児童等が日常的に利用している公園等(次項において「通学路等」と総称する。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。
- 2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者等及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。
 - 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(子どもの安全の確保のための取組)

- 第18条 県、学校等の設置者等及び県民等は、連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

- 第19条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮を要する者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

- 第20条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

- 第21条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下この条において「道路等」という。)の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。
 - 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

- 第22条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。
 - 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第23条 銀行その他の金融機関及び深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に営業する小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月16日条例第78号)

この条例は、規則で定める日(平成19年12月26日とする。)から施行する。